

農地法第3条許可申請についての必要書類

●提出部数 1部

- 1 申請書及び生産組合長の同意書（別紙のとおり）
 - 2 委任状（代理人が申請等を行う場合）
 - 3 住民票（申請者が富山市以外に住所を有する場合）
 - 4 住民票、在留カード、在留資格認定証明書の写し等の国籍を確認できる書面（所有権を移転する譲受人が外国の国籍を有する場合）
 - 5 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限ります）
※ 登記事項証明書に記載されている所有者の住所が申請者の現住所と異なる場合、戸籍の附票を添付してください。
 - 6 位置図（権利設定者の住所地、申請地、申請地までの経路図を記載したもの）
 - 7 申請地の写真
 - 8 農機具の写真
 - 9 農機具のリース等の契約書の写し（農機具を所有していない場合）
 - 10 農地の賃借権設定に関する契約書の写し（賃借権の設定の場合）
 - 11 農地の使用貸借による権利の設定に関する契約書の写し（使用貸借権の設定の場合）
 - 12 農業委員会の耕作証明書（譲受人が富山市以外に農地を有する場合）
 - 13 農業経営計画書（譲受人が新規で農業に参入する場合）
- ※ 申請農地に賃借権が設定されている場合は、農地法第18条の解約が必要です。（使用貸借もこれに準じる）
- ※ その他必要に応じて書類の提出を求める場合があります。
- ※ 第三者へ所有権を移転する場合、該当する土地改良区にその旨を通知して下さい。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 富山市農業委員会会長

<譲渡人>

<譲受人>

住 所 富山市●●町一丁目11番地

住 所 富山市●●町二丁目22番地

氏 名 富山 一郎

氏 名 婦中 次郎

下記農地(採草放牧地)について

所有権

賃借権

使用貸借による権利

その他使用収益権()

を

設定(期間 年間)

移転

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 申請者の氏名等(国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

申請者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	在留期間 及び在留 期間の満 了の日	認定経営発 展法人 (該当する 場合○)
譲渡人	富山 一郎	80	無職	富山市●●町一 丁目11番地				
譲受人	婦中 次郎	58	農業兼 会社員	富山市●●町二 丁目22番地	日本			

2 権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細(具体的に記入してください。)

譲渡人の理由	高齢であり、申請地に対し十分な耕作を施すことができないため、譲渡したい。
譲受人の理由	申請地が自作地に隣接していて耕作に便利のため譲り受けたい。

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

権利を設定又は移転しようとする時期：	令和〇〇年〇〇月〇〇日
土地の引渡しを受けようとする時期：	令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所在・地番	地目		面積 (㎡)	対価、賃料等の 額（円） 【10a 当たりの 額】	所有者の氏名 又は名称 【現所有者が 登記簿と異なる 場合】	所有権以外の使用収益 権が設定されている場 合	
	登記簿	現況				権利の 種類、 内容	権利者の氏 名又は名称
●●町四丁目 100	田	田	2,000	2,000,000 【1,000,000 ／10a】	富山 一郎 【 】	利用権	立山 三郎
				【 ／10a】	【 】	これらの欄に記載がある場合は、合意解約書の提出が必要です。	
				【 ／10a】	【 】		
				【 ／10a】	【 】		
				【 ／10a】	【 】		
				【 ／10a】	【 】		
				【 ／10a】	【 】		
				【 ／10a】	【 】		

（記載要領）

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条の 2 第 3 項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 16 条の 3 第 1 項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、記の 1 の「認定経営発展法人」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。
- 5 記の 3 は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積（㎡）	田	畑	樹園地	採草放牧地面積（㎡）
	自作地	12,250	12,000	250		
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積（㎡）	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

所有地以外の土地		農地面積（㎡）	田	畑	樹園地	採草放牧地面積（㎡）
	借入地	3,000	3,000			
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積（㎡）	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

（記載要領）

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積（㎡）」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物	こしひかり	トマト	ジャガイモ					
権利取得後の面積 (㎡)	17,000	100	150					

(2) 大農機具又は家畜 (該当する内容に○を付してください。)

種類	トラクター 1台	コンバイン 1台	田植え機 1台	乾燥機 1台	
数量					
確保しているもの	所有・リース	所有・リース	所有・リース	所有・リース	所有・リース
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有・リース 〔 〕	所有・リース 〔 〕	所有・リース ○銀行からの借入れ	所有・リース 〔 〕	所有・リース 〔 〕

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦	38年	農業技術修学暦	年	その他	
------	-----	---------	---	-----	--

権利を取得しようとする者を除く

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在:	2人(農作業経験の状況: 31年、8年)
	増員予定:	人(農作業経験の状況)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在:	人(農作業経験の状況)
	増員予定:	人(農作業経験の状況)

④ 配置の状況 (所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合は、市町村別に記載してください。(隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください。)) なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町村名を記載してください。

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等

⑤ ①～④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間 (住宅地図等に経路を記し、提出してください。)

平均距離	1.2 km	時間	5分
------	--------	----	----

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等 (別紙1に記載し、添付してください。)

(5) その他の考慮すべき事項

--

(記載要領)

「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。

<農地法第3条第2項第2号関係>

(権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙2に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容 (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

--

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係	農作業への年間従事日数	備 考
婦中 次郎	5 8	農業兼会社員	本人	1 5 0	
婦中 花子	5 6	農業	妻	1 5 0	
婦中 太郎	3 3	会社員	子	1 0 0	

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- ☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- ☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- ☐ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- ☐ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

例えば、下記①～⑧の項目について、影響を記載してください。

（記入してください。影響が無い場合は「影響なし」）

- ① 農地の集団化に支障がある権利取得
- ② 農作業の効率化に支障がある権利取得
- ③ 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定により定められた農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の達成に支障が生ずるおそれがあると認められる権利取得
- ④ 既に集落営農や経営体により農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得
- ⑤ 地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、この水利調整に参加しない営農が行われることにより、他の農業者の農業水利が阻害されるような権利取得
- ⑥ 無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取組が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより、地域でこれまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になるような権利取得
- ⑦ 集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれのある権利取得
- ⑧ 地域の実勢の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺の地域における農地の一般的な借賃の著しい引上げをもたらすおそれのある権利取得 等

II 特殊事由により申請する場合の記載事項

7 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、I の記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、I の記載事項全ての記載が不要です。

- ☐ その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)

- ☐ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

- ☐ 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、I の1-2(効率要件)、2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- ☐ 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

- ☐ 地方公共団体(都道府県を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

- ☐ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

- ☐ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、I の2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- ☐ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合

- ☐ 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合

- ☐ 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

☐ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙 1）

1 農地法その他の農業に関する法令

（1）農地法（昭和 27 年法律第 229 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 3 条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有 ・ ☒ 無
②第 4 条（農地の転用の制限）	有 ・ ☒ 無
③第 5 条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ ☒ 無
④第 42 条（措置命令）	有 ・ ☒ 無
⑤第 51 条（違反転用に対する処分）	有 ・ ☒ 無

（2）農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 15 条の 2（農用地区域内における開発行為の制限）	有 ・ ☒ 無
②第 15 条の 3（監督処分）	有 ・ ☒ 無

（3）種苗法（平成 10 年法律第 83 号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第 20 条及び第 25 条参照）	有 ・ ☒ 無

（4）農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 24（使用の禁止）	有 ・ ☒ 無

2 1 で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後 3 年以内に他社に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ ☒ 無			

（記載要領）

- この様式には、権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況等を記載してください。
- 1 の（1）①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 1 の（1）②及び③については、農地法第 51 条第 1 項第 2 号から第 4 号に該当する者も含めて記載してください。
- 1 の（1）及び 3 については、許可申請日から起算して過去 3 年分の状況を記載してください。なお、1 の（1）については、違反状態が是正されたものも含めて記載してください。
- 1 の（2）、（3）及び（4）については、許可申請日現在の状況を記載してください。

同意書

農地法第3条の規定による許可を条件として、下記の者が下記の農地の
(所有権・賃借権・使用貸借権)を(取得・設定)し、耕作することに同意
いたします。(該当するものに○を付けてください。)

記

1 住所及び氏名 住所 富山市●●町二丁目22番地

氏名 婦中 次郎

2 土地の所在等

土地の所在	地目	面積	土地の所在	地目	面積
●●町四丁目100番	田	2,000㎡			㎡

令和〇〇年〇〇月〇〇日

●●町四丁目 生産組合長

〇 〇 〇 〇

